

## デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合については、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

対象工事においては、以下に示す項目 1. から 4. の全てを実施していることが、確認できなければならない。

### 1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

信憑性確認（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していることとする。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

#### **【使用機器の事例】**

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、[〈https://www.jcomsia.org/kokuban〉](https://www.jcomsia.org/kokuban)

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

### 2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

### 3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

#### 4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、2. に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

##### 【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

以 上

#### 附則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

## 【特記仕様書記載例】

### 共通－〇（デジタル工事写真の小黑板情報電子化について）

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合については、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事とすることができる。

実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している『デジタル工事写真の小黑板情報電子化について』（令和8年6月1日）及び『デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改定について』（令和5年3月15日付け国技建管第6号）により行うものとする。